

# 新型コロナウイルス感染症への対策について

令和3年1月8日

令和3年1月7日に、国より「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、令和3年1月8日、本市において「第18回新型コロナウイルス対策本部会議」を開催しましたので、決定事項についてお知らせします。

## 1 緊急事態措置の20時以降の不要不急の外出自粛要請に合わせ、1月8日（金）から2月7日（日）まで、夜間の公共施設の利用を20時までとします。

※ 図書館（鴻巣中央、吹上は18時まで）、こうのすシネマ（1月12日から）

## 2 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、1月8日（金）から2月7日（日）までの屋内公共施設の新規利用の予約受付を停止します。

公民館・生涯学習センター、鴻巣集会所・吹上ふれあいセンター・川里ふれあいセンター、屋内スポーツ施設、クリアこうのす、市民活動センター、コミュニティセンター、総合福祉センター・吹上福祉活動センター、花久の里、ひなの里、川里農業研修センター、愛里巢

※ 馬室キャンプ場（利用中止）、高齢者福祉センター3館及び川里創作館（休館）

## 3 その他

### ◆ 広報啓発活動について

- ・ 広報1月号に「新型コロナウイルス感染症拡大防止のお願い」を同時配布
- ・ 防災行政無線及び青色回転灯装備車両による啓発活動を強化する
- ・ 消防団の夜間警戒活動時に外出自粛要請の広報を行う

### ◆ 市職員の対応について

- ・ 市職員の感染対策のため、テレワークの推進を図る

以上